

お知らせ

令和7年第2回（令和8年3月実施）登録学科試験を受験される方へ

新たな自動車整備士制度（自動車総合整備士）が令和9年1月1日に施行され、新制度における登録学科試験が令和9年3月より開始されます。

これに伴い当会で実施している実技免除講習につきましても、令和8年度の後期講習（令和8年10月～令和9年3月）から新制度に基づく内容で実施するため、現行制度における実技免除講習は、令和8年度の前期講習（令和8年4月～9月）までとなります。

つきましては、標記令和7年度第2回登録学科試験合格後に実技免除講習の受講を予定されている方は、令和8年度の前期講習を受講して下さい。

※令和8年度の後期講習（新制度による講習）以降に実施する実技免除講習を受講しても今回の学科試験で合格された科目の実技免除にはなりません。

※また、令和8年度の前期の実技免除講習では、2級シャシ及び3級シャシ、3級ジーゼル、自動車電気装置の科目は実施しませんのでご注意ください。

令和8年度前期における大阪府自動車整備技術講習所講習実施予定

- ① 2級ガソリン：日曜日コース／平日夜間コース／平日昼間コース
- ② 2級ジーゼル：平日夜間コース
- ③ 2級二輪：平日昼間コース
- ④ 3級ガソリン：日曜日コース／平日夜間コース／平日昼間コース
- ⑤ 自動車車体：日曜日コース

※整備技術講習には、定員がありますのであらかじめご了承ください。

注）令和7年7月号の会報誌「まいど」9ページでご案内いたしました大阪府自動車整備技術講習所の講習実施予定については、変更されていますのでご注意ください。